

九州大学農学部附属農場高原農業実験実習場学生宿舎利用規程

平成16年度九大規程第25号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和3年3月25日
(令和2年度九大規程第59号)

(趣旨)

第1条 この規程は、農学部附属農場高原農業実験実習場学生宿舎（以下「学生宿舎」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 学生宿舎を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の学生又は職員であつて、農学部附属農場において実習、研究又は研修を行うもの
- (2) 農学部附属農場長（以下「農場長」という。）が特に認めた者

(利用の手続)

第3条 学生宿舎を利用しようとする者は、所定の期日までに、所定の利用申込書を農場長に提出し、許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し)

第4条 農場長は、利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、この規程に違反したとき、若しくは利用申込書に虚偽の記載をしていることが判明したとき、又は特別の必要が生じたときは、利用の許可を取り消すことがある。

2 前項の利用の許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、農場長が定める学生宿舎利用心得を厳守しなければならない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、建物又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する金額を賠償しなければならない。

(使用料等)

第7条 利用者は、所定の期日までに、次の表に定める雑費及び施設設備の使用料（以下「使用料等」という。）を財務部経理課に納付しなければならない。

区分	料金(1人1泊につき)	備考
雑費	370円	
施設設備の使用料	4月～10月 330円 11月～3月(暖房期間中) 680円	第2条第2号の利用者が負担する経費

2 前項の使用料は、原則として還付しないものとする。

(事務)

第8条 学生宿舎の利用に関する事務は、農学部等事務部財務課において行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第20号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第103号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第71号）
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第59号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。